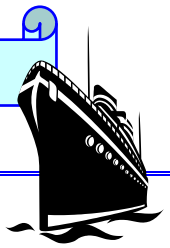
三井住友海上火災保険株式会社

［　貨物　］

2026 年 10 月 20 日

MS&AD Marine News

トピックス



Web による Notice of Claim（事故通知）の普及について

国際物流の現場では、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」）の進展に伴い、貨物損害発生時の運送人への事故通知（Notice of Claim：以下「NOC」）の効率化が進んでいます。近年は、運送会社が提供する Web サイトを通じた事故通知が広がっており、通知の迅速化や記録の保存・管理が容易になる一方で、法律上の「通知」としての有効性や証跡保全のあり方について、従来の紙媒体とは異なる新たな論点も生じています。

本稿では、航空・海上貨物輸送における NOC 電子化と実務上の留意点について、ご紹介します。

1. Notice of Claim（NOC）とは

NOC とは、運送中の貨物に事故や損害が発生した場合に、荷送人、荷受人またはその代理人が運送会社に対して行う事故通知のことです。損害の内容や金額が確定していない段階であっても、まずは運送会社に「貨物に関する事故や損害が発生した事実が通知」されることが重要です。適切な時期に NOC が提出されることで、運送会社は貨物の状態や事故の発生状況を確認・調査しやすくなり、荷送人・荷受人等も、運送人への賠償請求や保険手続に必要な情報を整理しやすくなります。

航空輸送	モントリオール条約が適用される場合、貨物の損害については、原則として貨物の受領後 14 日以内、延着については 21 日以内に書面による通知が必要とされています。（出訴期間は原則 2 年）
海上輸送	ヘーグ・ヴィスビー・ルールが適用される場合、外観上明らかな貨物損害については引き渡し時に、外観から認められない損害については原則として貨物引き渡し日より 3 日以内に書面による通知が必要とされています。 （出訴期間は原則 1 年）

※上記は、各法令・条約が適用される場合の一般的な整理です。実際の通知期限、通知方法および通知の法的効果は、損害種類別、適用される法令・条約、運送契約、船荷証券（B/L）、航空運送状（AWB）、運送約款等により異なりますので個別にご確認ください。

2. 国際物流における Web 化の動向

国際航空運送業界では、「e-freight」や「e-AWB」をはじめとする輸送関連書類の電子化が進んでいます。このような国際物流に関する書類・手続の電子化が、NOC の Web 化を促進する背景の一つとなっています。一方、海上輸送における NOC の Web 化は、航空輸送と比較すると普及の途上にあると考えられます。海上輸送では、今後電子船荷証券（e-B/L）を「紙の証券と機能的に同等」とみなし、紙の B/L と同様に権利証券（貨物引渡請求権証券）としての効力を認めるための制度整備が進められています。これにより、輸送関連書類の電子化がさらに広がり、海上輸送における NOC の Web 化についても進展が見込まれます。

3. 航空輸送における NOC Web 受付の広がり

一部の航空会社では Web サイト上で Formal Claim（運送会社への正式な賠償請求）の提出を受け付けており、Preliminary Claim（事故通知=NOC）も Web サイト上で提出できる場合があります。提出手続の一般的な流れは、Web サイト上で、①アカウント登録・ログイン（航空会社によってはアカウント登録が不要な場合もあります）、②提出区分（Formal Claim または Preliminary Claim）の選択および輸送関連書類等のアップロード、③提出完了メールの確認、④Web サイト上でステータス確認です。

①アカウント登録 ログイン	→	②書類アップロード Formal Claim／ Preliminary Claim を選択	→	③提出完了メール の確認	→	④Web サイト上で ステータス確認

※利用できる機能や提出方法、必要書類、ステータス表示等は各航空会社で異なるため、各社の Web サイトや案内をご確認ください。

4. NOC 提出時の留意点

①提出した記録の保管

従来、NOC はメールで提出し、提出時のメールや NOC のコピーを荷主側で保管する運用が一般的でした。NOC を Web サイトから提出する場合は、システムから送信される自動返信メールや受付番号、提出完了画面のスクリーンショットなど、提出および受付の事実を確認できる記録を適切に保管することが重要です。

②NOC の代理提出

フォワーダー等の物流業者が、荷主に代わって NOC を提出することができるが、代理提出を行う場合は、通知の主体者である荷主が誰であるかが明確になるよう、提出方法には注意が必要です。

表示が不明確な場合には、運送会社側で通知の有効性や提出者の権限を確認できず、手続上の問題となる可能性があります。

代理提出を行う際は、Web サイトの入力画面に代理提出であることおよび通知の主体を明記するとともに、関連書類としてアップロードする NOC の署名欄にも、紙媒体と同様に「on behalf of ［荷主名］」などと記載しておくことが望まれます。これにより、Web サイト上の入力情報と NOC の記載の双方から、代理人による提出であることおよび通知の主体を確認できるようになります。

また、代理人が提出した場合においても、荷受人は提出完了メール、受付番号、提出完了画面のスクリーンショット、提出した NOC その他の関連書類を保管しておくことが重要です。

③システム障害等への備え

運送会社のシステム障害、その他の事情により Web サイトからの提出が行えない場合に備え、書面、メール、FAX 等の代替手段や連絡先を確認しておくことも重要です。代替手段を利用した場合には、通知を行った日時、通知内容、送付先および送信結果などを確認できる記録を保存しておく必要があります。

5. まとめ

NOC の Web 化は、国際物流におけるペーパーレス化や DX の進展に伴い、今後さらに広がることが予想されます。事故発生時には、期限や提出方法を確認し、通知の主体と内容を明確にしたうえで提出するとともに、提出完了メール、受付番号、完了画面等の記録を保管しておくことが重要です。Web 提出の利便性を活用しつつ、関係者双方が提出内容と手続の状況を確認できる記録を残しておくことが、円滑な手続きにつながります。

＜参考文献一覧＞

・モントリオール条約：国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（外務省）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/htmls/B-H14_15-019.html
・ヘーグ・ヴィスビー・ルール：船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約（外務省）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/htmls/B-H5-0135.html
・MS&AD Marine News「電子船荷証券（e-B/L）の発展と国際標準化の動向」（2026 年 6 月 22 日）
https://www.ms-ins.com/marine_navi/info/msi_news/pdf/MSADMarineNews(MS)20260622.pdf

以　上